

熊本県内における 福祉有償運送を利用できる方とは・・・

1 介護保険法に基づく要介護認定を受けている方のうち、

(1)	要介護度3～5の認定を受けている方
(2)	(1)に該当しない方で、居住する市町村から書面()の交付を受けた方

2 身体障害者手帳の交付を受けている方のうち、

(1)	18歳以上の方・・・第1種身体障害者である旨記載されている方
(2)	18歳未満の方(養護学校等学校関係在籍の方を含みます。)
(3)	(1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から書面()の交付を受けた方

3 療育手帳の交付を受けている方のうち、

(1)	18歳以上の方・・・障害の程度の記載欄にA1又はA2と記載されている方
(2)	18歳未満の方(養護学校等学校関係在籍の方を含みます。)
(3)	(1)及び(2)に該当しない方で、居住する市町村から書面()の交付を受けた方

4 肢体不自由
内部障害(人工透析患者等)
精神障害

により、単独では移動が困難な方で、上記1～3までに該当しない方のうち、
居住する市町村から書面()の交付を受けた方

書面・・・単独では公共交通機関の利用が困難である旨を記載した書面のことです。